

○渡島廃棄物処理広域連合人事行政の運営の状況の公表に関する条例

(平成17年10月17日条例第4号)

改正 (平成28年3月31日条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年5月末までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分 of 状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) その他広域連合長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年5月末までに、広域連合長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第6条 広域連合長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年6月末までに、第2条の規定による報告をとりまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、公告式条例（平成12年渡島廃棄物処理広域連合条例第1号）に規定する掲示場に掲示する方法で行う。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成17年度における第2条、第4条及び第6条の規定の適用については、第2条及び第4条中「5月末」とあるのは「11月末」とし、第6条中「6月末」とあるのは「12月末」とする。

附 則（平成28年3月31日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。